

Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

Topic-1

最高人民法院、「中華人民共和国反不正競争法の適用に関する若干問題についての解釈」を公表

Topic-2

CNIPA、第二弾の知財行政法執行指導事例を公表

Topic-3

数字から分かる中国知財動向

1. 2021 年中国商標審査・審理に関するデータ
2. 2021 年中国知財司法保護に関するデータ
3. 2021 年中国専利（特許+実用新案+意匠）に関するデータ

Topic-4

最高人民法院、2021 年度 10 大知財案件と 50 件典型知財事例を公表

Topic-5

北京知識産権法院、中国初の医薬品パテントリンケージ事件の一番判決を下す

Topic-6

路浩ニュース：北京路浩代理の専利、第 23 回中国専利賞に数多く入選

最高人民法院、「中華人民共和国反不正競争法の適用に関する若干問題についての解釈」を公表

「中華人民共和国反不正競争法の適用に関する若干問題についての解釈」は、2022年1月29日の最高人民法院司法委員会第1862回会議で可決され、2022年3月20日をもって発効することになった。

当該司法解釈は、不正競争行為によって引き起こされた民事事件をより正確に審理するために、「中華人民共和国民法典」、「中華人民共和国反不正競争法」、「中華人民共和國民事訴訟法」等の法律に基づき、制定されたものである。

解釈の全文はここで省くことにするが、知的財産に関連する部分だけを取り上げ、簡単な紹介を行う。

第4条：人民法院は、一定の市場知名度を有し、且つ商品の出所を識別するための顕著な特徴を有する標識が、反不正競争法第6条に規定する「一定の影響力を有する」標識であると判断することができる。

人民法院は、反不正競争法第6条に規定の標識が一定の市場知名度を有するかどうかを判断する際に、中国国内の関連公衆の認識の程度、商品販売の時期、地域、数量及び対象、宣伝の継続期間、程度及び地理的範囲、並びに標識の保護状況を総合的に考慮しなければならない。

第5条：反不正競争法第6条に規定する標識が次の各号のいずれかに該当する場合、人民法院は、商品の出所を識別するための顕著な特徴を有しないと判断すべきである。

(一) 商品の一般名称、図形又は型番。

(二) 商品の品質、主原料、機能、用途、重量、数量及びその他の特性を直接的に示す。

(三) 商品自体の性質のみから生じる形状、技術的效果を得るために必要な形状、商品に実質的価値を与える形状。

(四) その他の顕著な特徴に欠ける標識。

ただし、前項第(一)号、第(二)号及び第(四)号に規定される標識が使用を通じて顕著な特徴を獲得し、一定の市場知名度を得て、人民法院は、当事者による反不正競争法第6条に基づく保護の請求を支持すべきである。

第6条：商品を客観的・説明するために下記の標識を使用することで、当事者から当該行為が反不正競争法第6条の規定する状況に属すると申立られた場合、人民法院はそれを支持しない。

(一) 商品の一般名称、図形または型番を含む。

(二) 商品の品質、主原料、機能、用途、重量、数量及びその他の特性を直接的に示す。

(三) 地名が含まれている。

第7条：反不正競争法第6条に規定する標識又はその顕著な識別部分が商標法第10条第1項に規定する商標として使用できないものに該当する標識に対して、当事者が反不正競争法第6条に基づく保護を請求する場合、人民法院は、それを支持しない。

第 9 条：人民法院は、市場主体の登録・管理部門が法律に基づいて登録した企業名、及び中国国内において商業目的で使用される中国国外の企業名を、反不正競争法第 6 条第 2 項に規定の「企業名」として認定することができる。

人民法院は、反不正競争法第 6 条第 2 項に従い、一定の影響力を持つ個人事業主、農民職業協同組合（共同組合）および法律、行政法規に規定されたその他の市場主体の名称（略称および商号を含む）を認定することができる。

第 10 条：中国国内において、商品の出所を識別する目的で、一定の影響力を有する標識を商品、商品の包装又は容器及び商品取引文書に使用し、または広告、展示及びその他の商業活動に使用する行為について、人民法院は反不正競争法第 6 条に規定する「使用」と認定することができる。

第 11 条：事業者が、一定の影響力を有する他人の企業の名称（略称、商号等を含む）、社会団体の名称（略称等を含む）、氏名（ペンネーム、芸名、訳名等を含む）、ドメイン名の主要部分、ウェブサイトの名称、ウェブページ等に近似する標識を無断で使用し、他人の商品又は他人との特定の関連を有すると誤認させる場合、当事者が反不正競争法第 6 条第 2 項及び第 3 項に規定する状況に該当すると主張する際に、人民法院は、これを支持すべきである。

第 12 条：人民法院は、反不正競争法第 6 条に規定する「一定の影響力を有する」標識と同一又は類似すると認定する際に、商標の同一又は類似の判断原則及び方法を参照することができる。

反不正競争法第 6 条に規定する「他人の商品又は他人との特定の関係を有すると誤認させる」ことには、商業上の連携、使用許諾、スポンサー契約、推奨広告等の特定の関係を有すると誤認させることを含む。

同一の商品に同一または視覚的に区別できない商品名、包装、装飾などの標識を使用することは、一定の影響力を有する他人の標識と混同させるのに十分であるとみなされる。

第 13 条：事業者が次のいずれかの行為を実施し、他人の商品又は他人との特定の関係を有すると誤認されるに足りる場合、人民法院は反不正競争法第 6 条第 4 項に基づき、次のように認定することができる。

(一) 反不正競争法第 6 条第 1 項、第 2 項および第 3 項に規定するもの以外の一定の影響力を有する標識を無断で使用する。

(二) 他人の登録商標または未登録の著名商標を企業名における商号として使用し、公衆に誤認させる。

第 14 条：事業者が反不正競争法第 6 条の規定に違反する標識を付した商品を販売し、その商品が他人のものであると誤認させ、または他人との特定の関係を有すると誤認させる場合、当事者が反不正競争法第 6 条に規定する状況に該当すると主張する場合、人民法院はその主張を支持すべきである。

前項に規定される侵害品であることを知らずに商品を販売し、その商品が合法的に入手したことを証明し、その提供者を提示できた場合、事業者が賠償責任を負わないと主張する場合、人民法院はその主張を支持すべきである。

出所：<https://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-351291.html>

CNIPA は、第二弾の知財行政法執行指導事例を発表

2022年3月31日に、CNIPAは、第二弾の知財行政法執行指導事例（No.6-8）を発表した。以下は、No.8の事例をご紹介します。

No.8：上海市知識産権局による意匠権紛争に関する行政調停に対する司法確認の事例

【事件の要点】

専利管理部門（知識産権局）が知財侵害紛争を処理する過程において、調停を主催し、且つ当事者双方の調停協議達成を促した後、司法部門による確認を通じて、強制執行力を獲得し、行政による知財保護と司法による知財保護との間の有機的連携が強化された。

【事件の経過】

2020年5月25日：美克国際家居用品股ふん有限公司は、上海市にある某会社が許諾販売していた複数の商品が自社所有の複数の意匠権を侵害することを疑い、2020年5月25日に、上海市知識産権局に専利権侵害紛争に対する行政裁決請求を提起した。

2020年6月1日：上海市知識産権局は当該請求を受理し、且つ当事者双方の調停希望に応じて調停を主催した。

2020年9月29日：当事者双方は専利権侵害紛争行政調停協議書に署名した。

2020年10月20日：当事者双方は上海知識産権法院に前記協議書に対する司法確認を求めた。上海知識産権法院の審査によって、当該協議書が効力を有することが認められ、一方の当事者がその履行を怠った場合、他方の当事者は人民法院に強制執行を請求できるようになった。

【指導的意義】

専利管理部門（知識産権局）は政府の信頼性も高い専門性も有するため、調停を主催することは当事者双方の調停協議達成に有効である。ただし、調停協議は性格上、民事契約に属するため、強制執行力を有しない。当事者が後にその履行を拒否した場合、行政の資源に対する浪費になり、行政部門への信頼をも損なうことになり、同時に権利者の権利保護コストを増加させる。司法確認によって、調停協議が強制執行できるようになり、調停協議の「執行難」の問題が解決され得る。それ以外、司法確認は一審終審制となり、効率的にも優れている。行政による知財保護と司法による知財保護との間の有機的連携が強化された。

現在、北京市、上海市、福建省、湖南省、四川省、陝西省等の地域では、地方性法規（条例等）で権利侵害紛争に対する調停協議の司法確認制度が確立されつつある。最高人民法院が2016年に発表した「人民法院に

よる多角的な紛争解決メカニズムをより深くするための改革についての意見」によると、行政部門の調停の下で達成する民事契約の性格を有する協議は、当事者は調停の主催部門の所在地の基層人民法院または人民法廷に、その効力を確認するよう請求できる。

【その他の行政法執行関連情報】

CNIPA が公表したデータによると、2019 年から 2021 年までの 3 年間、中国全国各地の知財行政部門が裁決した専利権侵害紛争案件の数は平均年間 16.3%の増加で右肩上がりとなる。

2021 年、中国全国では受理された専利権侵害紛争案件の数は 4.98 万件、2020 年より 17.4%増加、裁決された案件の数は 4.95 万件、2020 年より 21.5%増加。行政裁決が下されるまでの平均所要期間は 2 ヶ月間である。その上、中国国内の権利者と同様に、海外の権利者にも平等な保護を与える傾向も見られ、渉外専利権侵害紛争案件の数は約 1.3 万件に達した。

CNIPA 知財保護司の関係責任者によると、「専利権侵害紛争に対する行政裁決は、行政部門による専利権保護の最も重要な手段の一つであり、『効率がよい』、『コストが低い』、『専門性が高い』等の利点を有する」。

中国における知財保護の最大な特徴の一つとして、知財侵害行為への対応は司法のみならず、行政部門も重要な役割を果たしているということである。

上記からすると、中国においての権利行使の場合、司法ルートのみならず、行政ルートをも考慮に入れる方が効果的ではないかと考える。

出所： https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/3/31/art_75_174347.html

http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=133786

数字から分かる中国知財動向

1. 2021 年中国商標審査・審理に関するデータ

中国国家知識産権局商標局は、2021 年 3 月 24 日に、2021 年度の中国商標審査・審理に関するデータを発表した。

【商標審査・審理の件数は 1400 万件以上】

当発表によると、2021 年、商標局と広州、上海、重慶、鄭州、済南の 5 つの地方商標審査協力センターの 2200 人以上の審査官が、年間を通じて合計 1400 万件以上の商標の審査・審理を完了した。そのうち、商標登録出願の実体審査は 1056 万 8200 件を超え、前年比 20.31%の増加；マドリッドによる出願の実体審査は 6 万 1343 件；異議申立の審査は 17 万 100 件、前年比 12.5%の増加；団体商標の審査は 2895 件；証明商標の審査は 2844 件；各種評審（拒絶査定不服審判、異議申立による登録却下不服審判、無効審判、無効審判不服審判、取消不服審判）案件の審理は 38 万 2800 件、前年比 6.83%の増加；商標登録後の各種手続および三年連続不使用取消請求の実体審査は 340 万 8300 件。

【商標登録の件数は 774 万件】

2021 年の商標登録件数は 773 万 9000 件に達し、前年比 34.33%増となった。そのうち、中国国内主体による商標は 754 万 3000 件で、全体の 97.5%を占め、外国主体による商標は 19 万 4000 件で、全体の 2.5%を占めた。

【商標登録審査の平均期間は 4 ヶ月】

商標登録の平均審査期間は 4 ヶ月に安定し、出願から登録までの期間は 7 ヶ月に圧縮された（拒絶査定、異議申立などがなく、順調に登録された場合）。

【悪意商標登録出願を 48 万件取締り】

使用を目的としない悪意商標登録出願を 48 万 2 千件取り締まった。悪意ある商標抜け駆け登録行為が明らかで、社会公共の利益を損害する悪意ある商標抜け駆け登録を 1,628 件却下し、職権で 1,729 件の登録商標に対し無効宣告をした。

出所：http://sbj.cnipa.gov.cn/ssbj_gzdt/202203/t20220324_21821.html

2. 2021 年中国知財司法保護に関するデータ

中国最高人民法院は 2022 年 4 月 21 日に「中国法院知的財産権司法保護状況（2021）」を公表した。

2021 年に中国全国の人民法院にて一審、二審、再審などの知的財産権類の新規受理件数は 642968 件で、前年比 22.33%増であった。

2021 年に最高人民法院にて新規受理された知財民事案件の件数は 4243 件で、新規受理された知財行政案件の件数は 2852 件であった。

2021 年全国地方人民法院にて新規受理された知財一審案件の類型および件数は下記図 1 の示すように、民事案件件数は 550263 件で、95.35%を占め、行政案件件数は 20563 件で、3.56%を占め、刑事案件件数は 6276 件で、1.09%を占めた。

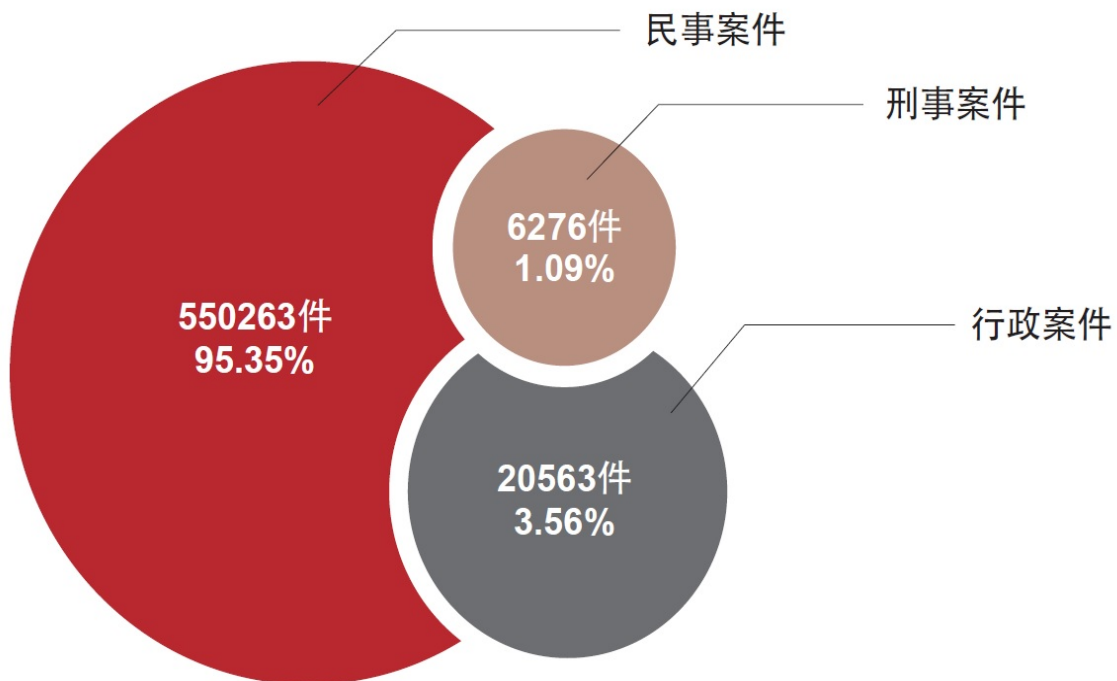


図 1 2021 年全国地方人民法院新規受理知財一審案件の類型および件数

【民事事件】

2021年全国地方人民法院にて新規受理された知財民事一審案件の件数は550263件で、前年比24.12%増であった。そのうち、件数から見ると、1番は360489件の著作権案件で、前年比14.99%増、2番は124716件の商標案件で、前年比59.62%増、3番は31618件の専利（特許+実用新案+意匠）案件で、競争類（独占禁止事件含む）案件と技術契約案件は件数が少なかったにもかかわらず、増加率が高く、それぞれ78.26%と22.52%であった。

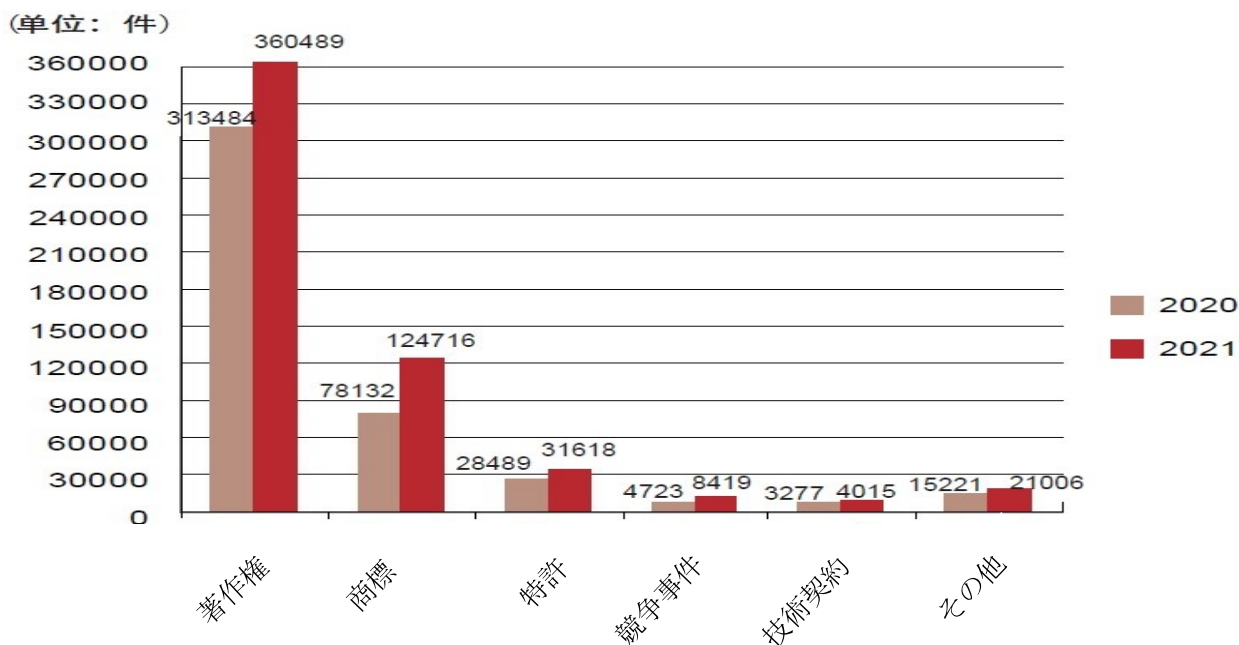


図2 2021年全国地方人民法院新規受理知財民事一審案件の前年比

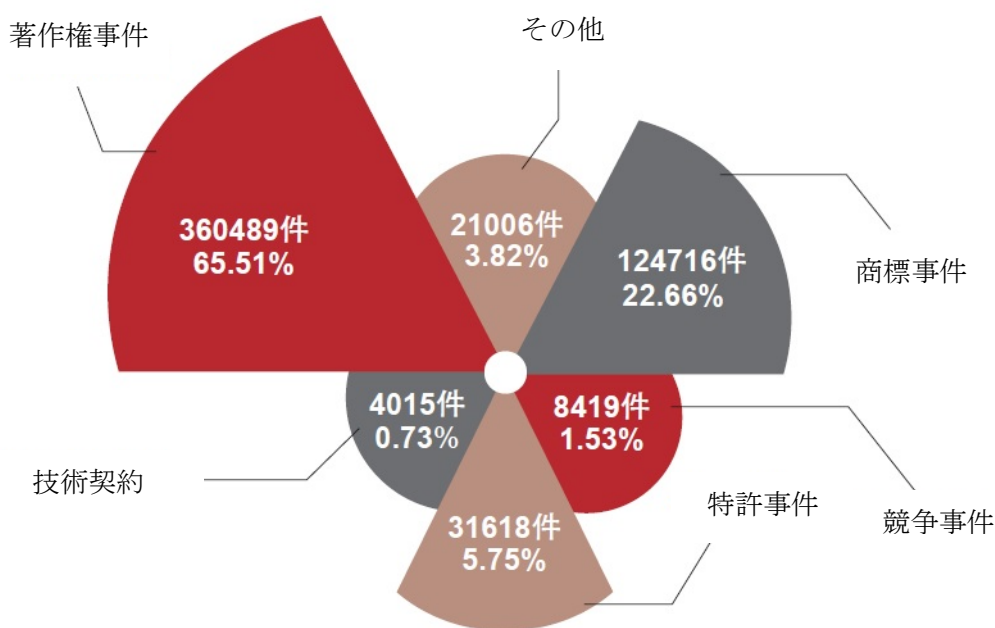


図3 2021年全国地方人民法院新規受理知財民事一審案件の類型および件数

【行政案件】

2021年全国地方人民法院にて新規受理された知財行政一審案件の件数は20563件で、前年比11.37%増であった。そのうち、専利（特許+実用新案+意匠）案件は1810件で、前年比27.73%増、商標案件は18734件で前年比9.97%増、著作権案件19件で前年比7件増であった。

2021年結審された行政二審案件は7418件で、前年比19.97%増であった。その結審案件の判決結果別で見ると、原判決維持5636件、原判決変更1597件、差し戻し審1件、訴訟取り下げ145件、訴え却下11件、その他28件であった。

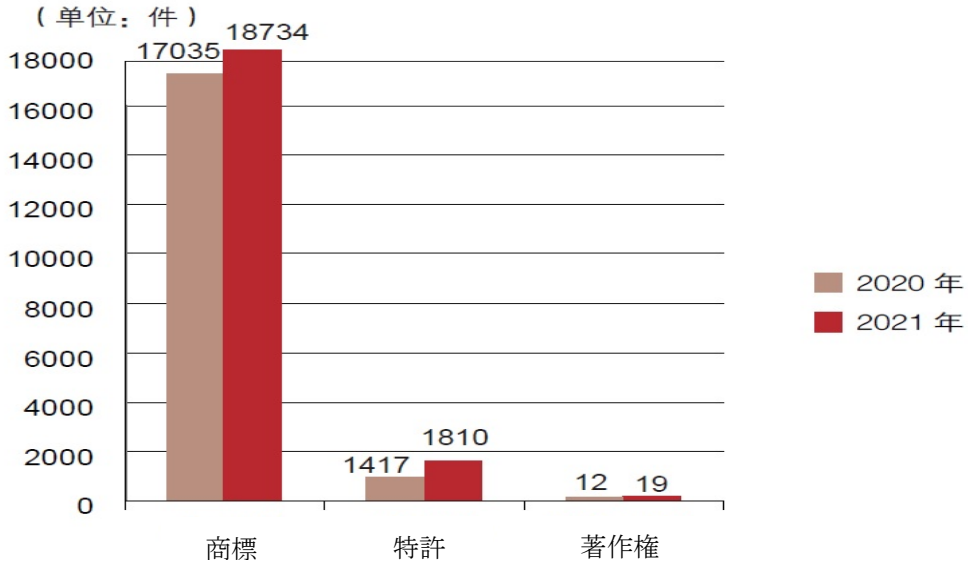


図4 2021年全国地方人民法院新規受理知財行政一審案件の前年比

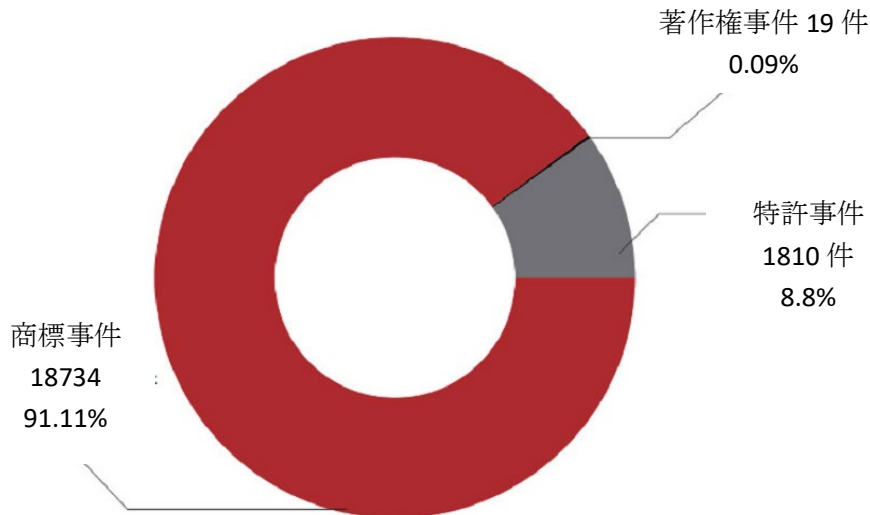


図5 2021年全国地方人民法院新規受理知財行政一審案件の類型および件数

【刑事案件】

2021年全国地方人民法院にて新規受理された知財侵害刑事一審案件の件数は6276件で、前年比13.2%増であった。そのうち、商標侵害案件は5869件で、前年比12.8%増；著作権侵害事件は333件で、前年比9.54%増であった。

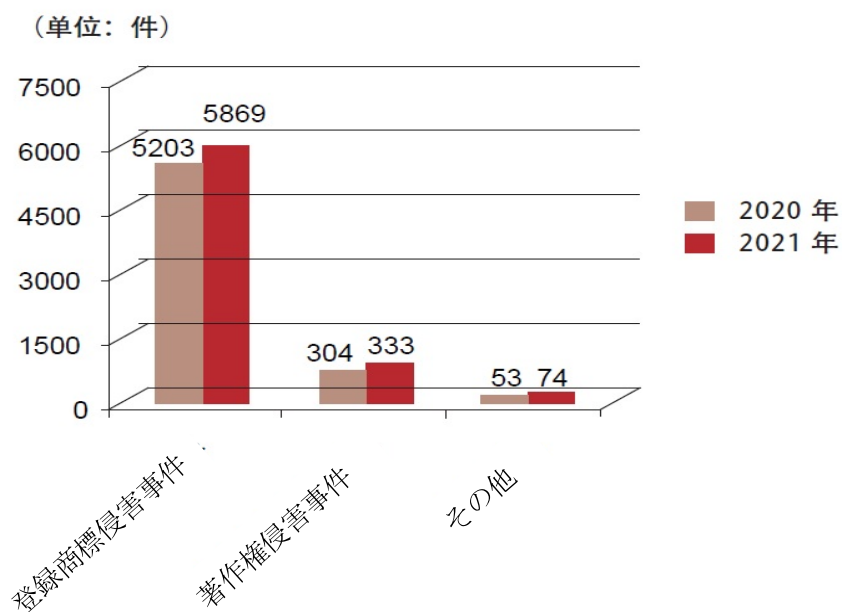


図6 2021年全国地方人民法院新規受理知財侵害刑事一審案件の前年比

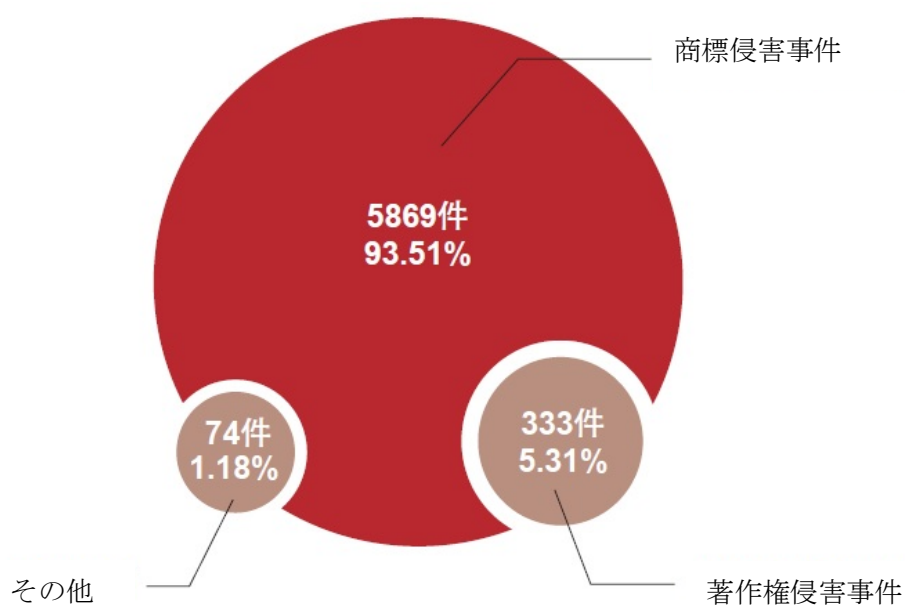


図7 2021年全国地方人民法院新規受理知財侵害刑事一審案件の類型および件数

【知財司法保護傾向】

2021年の中国知財司法保護状況は下記4つの傾向が見られる。

- (1) インターネットに関わる案件の数が継続的に増加している
- (2) 新型案件が現れる（インターネット核心技術、遺伝子、情報通信、集積回路、AI等）
- (3) 公共の利益に関わる案件が増加している
- (4) 知的財産権に対する刑事的保護を強化する

出所：https://www.court.gov.cn/upload/file/2022/04/21/16/19/20220421161909_81490.pdf

3. 2021年中国専利（特許+実用新案+意匠）に関するデータ

2021年4月25日にCNIPAが2021年中国知財保護状況を公表した。以下はその中の専利（特許+実用新案+意匠）に関するデータをご紹介します。

【権利化件数】

特許権 69.6 万件、前年比 31.3%増；実用新案権 312.0 万件、前年比 31.2%増；意匠権 78.6 万件、前年比 7.3%増。

【不服審判】

受理された拒絶査定不服審判は 7.6 万件、前年比 39.2%増。そのうち、特許拒絶査定不服審判は 7.4 万件、96.7%を占め；実用新案拒絶査定不服審判は 2153 件、2.8%を占め；意匠拒絶査定不服審判は 339 件、0.49%を占める。

2021年まで受理された不服審判は 40.1 万件、審決された案件は 32.0 万件、平均審決期間は 16.4 ヶ月。

【無効審判】

受理された無効審判請求は 7628 件、前年比 23.5%増。そのうち、特許に対する無効審判請求は 1713 件、22.5%を占め；実用新案に対する無効審判請求は 3330 件、43.7%を占め；意匠に対する無効審判請求は 2585 件、33.9%を占める。

2021年まで受理された無効審判請求は 7.5 万件、審決された案件は約 7 万件、平均審決期間は 5.8 ヶ月。

出所：https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/4/25/art_53_175140.html

中国最高人民法院、2021 年度 10 大知財案件と 50 件典型知財事例を発表

中国最高人民法院は、4 月 21 日に、2021 年度 10 大知財案件と 50 件典型知財事例を発表した。

【10 大知財案件】

著作権侵害紛争 3 件	商標及び不正競争紛争 2 件	特許権侵害紛争 1 件
技術秘密侵害紛争 1 件	植物品種権侵害紛争 1 件	独占禁止 1 件
不正競争紛争 1 件		

【50 件典型知財事例】

- 民事事件は計 43 件

特許権侵害紛争 4 件	特許出願権所属紛争 1 件	商標権侵害紛争 13 件
著作権所属、著作権侵害紛争 8 件	不正競争に関する紛争 13 件	集積回路に関する紛争 1 件
植物品種に関する紛争 1 件		

- 行政事件は計 5 件

商標権無効審判審決取消訴訟 3 件	商標権取消審判審決取消訴訟 1 件
特許権無効審判審決取消訴訟 1 件	

- 刑事事件は計 2 件

著作権侵害、商標権侵害 各 1 件

発表された案件の殆どは、中国国内企業間の紛争である。詳細については、中国最高人民法院のホームページをご覧ください。また、判決書は中国裁判文書網 (<https://wenshu.court.gov.cn/>) より入手できる。

出所：<https://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-355881.html>

Topic-5

北京知識産権法院、中国初の医薬品パテントリンケージ事件の一審判決を下す

弊所 Newsletter 2021 年 11 月号にご報告した中国初の医薬品パテントリンケージ事件（原告の日本中外製薬株式会社 VS 被告の中国浙江省温州海鶴薬業有限公司）について、4 月 15 日に北京知識産権法院から一審判決が公表された。北京知識産権法院は、温州海鶴薬業有限公司のジェネリック医薬品は中外製薬株式会社の特許権の保護範囲に含まれないと認定し、原告の請求を棄却した。

【北京知識産権法院の認定】

温州海鶴薬業有限公司のジェネリック医薬品の技術案は、中外製薬株式会社の特許権の請求項 1 の技術案と、同一でもなく同等でもなく、請求項 1 の保護範囲に属さない。請求項 2-6 は請求項 1 の従属請求項であるので、温州海鶴薬業有限公司のジェネリック医薬品の技術案は、請求項 2-6 の保護範囲にも属さない。これにより、原告による温州海鶴薬業有限公司のジェネリック医薬品の技術案が請求項 1-6 の保護範囲に属するとの請求は成立せず、支持できない。

上記の判決に対して、原告の中外製薬株式会社は控訴の意向を示し、被告の温州海鶴薬業有限公司は判決に従うと表明した。

出所：<https://bjzcfy.chinacourt.gov.cn/article/detail/2022/04/id/6639582.shtml>

Topic-6

路浩ニュース：北京路浩代理の専利、第 23 回中国専利賞に数多く入選

中国専利賞評審委員会は、2022 年 4 月 15 日に、第 23 回中国専利賞の入選案件リストを公表した。北京路浩国際特許事務所が代理を担当した計 11 件の案件は、今回の中国専利賞に入選された。その内、中国専利賞銀賞 2 件、中国専利賞優秀賞 8 件、中国意匠設計賞銀賞 1 件となる。

専利賞銀賞：CN201910277678.7、CN201710323115.8

専利賞優秀賞：CN201310627850.X、CN201310187701.6、CN201210593760.9、CN201110162705.X、

CN201510138233.2、CN201510613449.X、CN201510030582.2、CN201510081909.9

意匠設計賞銀賞：CN201930594540.0

出所：https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/4/15/art_75_174695.html